

高岡市・大垣市災害時相互応援協定

高岡市と大垣市（以下「協定市」と総称する。）とは、いずれかの市域において地震や武力攻撃事態等による大規模な災害が発生した場合において、両市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害及び高岡市又は大垣市の市域において発生する危機による被害等という。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- （3）救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- （5）ボランティアのあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災した協定市（以下「被災市」という。）から要請があった事項

（応援の要請）

第3条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により応援を要請し、後日速やかにその内容を記載した文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況及び要請の理由
- （2）前条第1号及び第2号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第3号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（自主的活動）

第5条 災害の際に通信途絶等により被災市から第3条の要請がない場合においては、協定市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 協定市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ被災市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定市（以下「応援市」という。）は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費、使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

- 4 第2項の規定により、自主的な応援活動を実施した場合は、被災市から第3条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第6条 応援のため派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、被災市の市長の指揮のもとに活動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援を要請した被災市の負担とする。

- 2 被災市が前項に規定する経費の支弁に期間を要する場合であって、立替支弁を要請したときは、応援市は、一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市が、被災市との往復路の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責めを負うものとする。

（災害補償）

第8条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合におけるその者又はその者の遺族に対する賠償の責務は、応援市が負うものとする。

（連絡担当部局）

第9条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（情報の交換）

第10条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに申出がないときは、この期間はさらに3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年5月7日

高岡市長

大垣市長